



県民だより

第45号

●1991年11月20日発行 ●編集・発行/栃木県企画部広報課 〒320宇都宮市埴田1丁目1番20号 ☎0286・23・2158 ●県人口/1,952,217人/男972,330人/女979,887人 ●世帯数588,059世帯(1991年10月1日現在)

みんなで育てよう とちぎの青少年

たくましい

21

世紀の担い手づくり



『青年の船』中国へ！
 県では、幅広い視野と国際性を備えた次代を担うにふさわしい青年リーダーを育てるため、「栃木県青年の船」事業を実施しました。
 船は、11月1日、中国に向けて出航し、12日間にわたり船内研修や中国での研修・交流などを行い、大きな成果を収めてきました。
 帰国後は、それぞれの地域に戻って、青少年活動に力を注いでいます。

旬
 今が旬です
 とちぎ県

青少年を健やかに育てるために



栃木県知事
渡辺 文雄

次の世代を担う青少年が、豊かな心と社会性を身につけ健やかに成長していくことは、すべての県民の願いです。

現在、県では、青少年の健全育成を県政運営の指針であります「とちぎ新時代創造計画二期計画」の主要施策に掲げ、積極的に推進しているところです。

しかし、今日における急激な社会情勢や生活環境の変化は、心身ともに成長過程にある青少年に大きな影響を与えています。

これら、青少年を取り巻く社会環境を良くするためには、法令による規制もさることながら、関係業者の方々をはじめ、家庭、学校、地域社会のそれぞれが一体となり、地域ぐるみでこの問題に積極的かつ真剣に取り組んでいかなければならないと考えています。

どうか県民のみなさまには、青少年の健全な育成のために、それぞれの立場からより一層のご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

主、青少年を取り巻く社会環境は、過激な性描写を扱った雑誌やコミック誌・ビデオなどが出回ったり、テレホンクラブなど青少年に悪影響を与えるおそれのあるものが増えているなど、必ずしも健全な環境であるとは言えません。

そこで県では、市町村・育成団体そして県民一人ひとりにご協力いただき、青少年にとって良い社会環境をつくり、健全な青少年の育成を図ることを目的とする『青少年健全育成条例』を昭和51年7月25日制定しました。

この条例は、「販売などの規制」「関係業者の自主規制」「住民運動」の3つの柱で構成されています。

1 条例の規制

ここでは、青少年に有害な映画や雑誌などについて規制をしています。

○有害興行の指定及び観覧の制限
有害と指定された映画や演劇などは、青少年に見せてはいけません。

○観覧制限興行の指定及び制限
観覧制限に指定された映画や演劇は、保護者と一緒でなければ、小・中学生に見せてはいけません。

○有害図書等の指定及び販売等の制限
有害と指定された雑誌やビデオテープ等を青少年に売ったり、貸したり、見せたりしてはいけません。

○自動販売機等による図書等の販売の届出等
雑誌、ビデオテープなどの自動販売機や自動貸出機を設置する場合は、県に届出をしなければなりません。

○自動販売機等による有害図書等の収納の制限
有害と指定された雑誌やビデオテープなどは、自動販売機などで売ったり、貸したりすることはできません。



○有害広告物の指定及び掲出等の制限
有害と指定された広告物は、回収しなければいけません。

○有害がん具類の指定及び販売の制限
有害と指定されたがん具は、青少年に売ったり持たせたりしてはいけません。

○有害遊技の指定及び制限
有害と指定された遊技は、青少年にさせてはいけません。

2 関係業者の自主規制

映画や図書・ビデオテープなどの内容が、青少年に有害であると認められるときは、業者は社会的責任に基づいて、青少年の目にふれないよう努力をしなければなりません。

また、自動販売機や自動貸出機で図書やビデオテープを売ったり貸したりすることは、店で直接売ったり貸したりするのと違って買手・借手を選べないので、販売や貸付けの規制だけでなく、収納についても強く自主規制しなければなりません。

〈対象となる業者〉

- 〔興行〕 映画館主、劇場主等
- 〔図書等〕 書店主、古書店主、雑誌スタンド販売店主、貸し本店主、ビデオレンタル店主、自動販売機・自動貸出機業者等
- 〔広告物〕 広告主、広告物管理者等

3 住民運動

明日を担う青少年を健全に育成することは、県民のすべての願いであり、つとめです。そこで、県民一人ひとりがそれぞれの立場から、市町村や育成団体等の協力のもとに青少年のための良い環境づくりに努めることが必要です。

- 具体的には、
- ・環境づくりのための組織化と実践活動
- ・低俗な雑誌類の不買運動
- ・青少年に好ましくない広告物の撤去運動

「青少年を非行からまもる日」です。

非行からまもるためには、日常的に青少年をとりまく環境に関心をもつ青少年を正しい方向へ導くとともに、図る必要があります。

関係機関・団体、そして県民ひとりずつ的に行っている青少年をまもる活動を連携し効果的に推進する日として、「青少年を非行からまもる日」と定めます。



- ・優良映画の鑑賞、優良図書の読書運動
 - ・「家庭の日」の推進（毎月第3日曜日）
 - ・「青少年を非行から守る日」の推進（毎月第3土曜日）
 - ・県民一人ひとりが青少年に愛情を傾ける「愛の一声」運動等です。
- 青少年問題が社会全体の問題であるとの認識をしっかりと持ち、県民総ぐるみで青少年の健全育成のための活動を展開しましょう。



とちぎ再発見

〈日本一シリーズ〉

■とちぎのあさ

「あさ」の原産地は中央アジアといわれ、黒海の北部とヒマラヤの西部に野性種がみられます。栽培が始まったのは今から4000年以上昔で、ロシア人が栽培していたという記録が残されています。

日本での栽培は有史以前からといわれ古く、繊維作物として重要視され、戦前は、軍需用ロープや漁網、畳糸や荷造縄などに大量に利用されていましたが、しだいに化学繊維に押されて需要が減り、現在は、高級なげた、ぞうり等の鼻緒や神事用縁起物等（結納品等）に利用されています。

栃木県は、古くから主産県でしたが、各県が生産を減少させていくなかで、特に、土や気候があさの栽培に適していたこと、県の農業試験場で、無毒でしかも品質の良い新品種「とちぎしろ」を作り出すことに成功したことで、鹿沼市や栗野町を中心に約30ヘクタールが栽培され、国内の95%を産する全国唯一の産地となっています。

現在「あさ」は、採種から製品に至るまで、生産者の集まりである「あさ振興連絡協議会」の手で栃木県の重要な特産物として生産され、県内はもとより全国からの需要にこたえています。

栃木県農務部首都圏農業課
☎0286-23-2329



受け継がれる伝統の技

—とちぎの伝統工芸品—



今回は、栃木県伝統工芸品のうち、金工品（3品目）、祭礼用具（4品目）について紹介します。

金工品

天明^{てんめい}鑄物、馬頭^{うまがしら}の打刃物、黒磯^{くろいそ}の打刃物

平将門の乱鎮圧のための出兵に同行し、軍器製造にあたった鑄物師を起源とする天明鑄物は、美しさの中に男性的な荒々しさと重厚さを見せているのが特徴で、花器や置物として、また美術品として高い評価を受けています。

馬頭町や黒磯市で作られている打刃物は、刀鍛冶の流れを汲んでおり、手作りの持つ切れ味の良さや使いやすさが特徴です。鋏や鉋、包丁など農家を中心に親しまれ愛用されています。

祭礼用具

和太鼓、栃木神輿、石橋江戸神輿・神仏具、新波の提灯

祭りに欠かせない太鼓は、心の奥深くまで響きわたり、気持ちを奮い立たせてくれます。江戸時代後期に壬生町で始められた太鼓作りは、その後宇都宮にも伝えられました。また、祭りには提灯も不可欠です。藤岡町で作られる提灯は、その土地の絵模様や江戸文字を施した独特の提灯で、祭礼提灯として受け継がれています。

神輿は本来神様の乗物で、寺の建造物のように複雑な構造をしています。そして、荘厳で勇壮な中に厳肅さを漂わせ、深く心に訴えるものがあります。栃木市の栃木神輿は御神輿司として、また、石橋町では石橋江戸神輿として今でも細部にわたり丹精に手作りされています。



栃木県伝統工芸品展



新波の提灯

8月20日から5日間、宇都宮西武百貨店で開かれた栃木県伝統工芸品展は、県指定の伝統工芸品44品目の展示のほか、実演や教室、伝統工芸品コンクールの入賞作品等の展示、販売コーナーなどが行われました。

実演は、黄鮒、新波の提灯、那須篠工芸、野州てんまりの4品を行い、本格的な実演に思わず足を止め技に見入ったり、製作者の話を熱心に聴く光景が見受けられました。

教室は、ふくべ細工、日光彫、烏山和紙、草木染の4品で、子供から大人まで真剣になり、伝統的な技術に触れながらオリジナルな作品を作りました。特に夏休み中だったこともあり、「夏休みの宿題に最適」と一生懸命先生に教わりながら、作っている小学生が印象的でした。

なお、この栃木県伝統工芸品展は今回で5回目を数えましたが、来年も開催する予定です。見逃した方は、ぜひ次回をご覧ください。

栃木県商工労働観光部工業課 ☎0286-23-3199

青少年育



現
てい
も良
そ
会環
に制
こ

- 物品の質受け及び古物の買受け等の制限
青少年から質受けをしたり、古物を買受けしてはいけません。
- いん行等の禁止
青少年にいん行またはわいせつ行為をしたり、それらの行為を教えたり見せたりしてはいけません。
- 有害行為のための場所提供等の禁止
青少年に対し、または青少年自身が、わいせつ行為や飲酒・喫煙・シンナーの乱用をすることを知らなから、その場所を提供したりあつせんしてはいけません。



第3日曜日は『家庭の日』です

毎日が楽しい家庭であるように願っていても、いつも忙しい仕事に追われて、ともすれば家庭での親子のふれあいがうすれがちです。

そこで、家族みんなが暖かく心のふれあう機会をもち、明るく楽しい家庭づくりをすすめるきっかけとするために、県民ひとりひとりが意識し努力する日として、第3日曜日を『家庭の日』と定め推進しています。



第3土曜日は『青少年育』

青少年を青少年の行動と見守り、育環境の整備をこのため、ひとりが日常を有機的に第3土曜日をめ推進して



情報スクランブル

県庁のあて先
〒320 宇都宮市鳩田1-1-20

催し

県立博物館の催し

▷ミニ企画展「おじいさんやおばあさんの子どものころの暮らし」
〔期間〕 12月6日(金)～1月31日(金)
※月曜(12月23日を除く)、12月24日、12月28日～1月4日、1月16日休館
〔時間〕 午前9時30分～午後5時
〔内容〕 少し昔の日常道具(民族資料)を紹介します。
〔観覧料〕 一般200円、大・高生100円 小・中生50円

体験学習

◆12月8日(日)「いも版で年賀状を作ろう」
〔時間〕 午前10時30分～11時15分
〔対象〕 小・中学生30名(申込み順)
〔参加料〕 無料
〔申込み〕 当日受付へ
◆12月22日(日)「蓄音機による音楽会」
〔時間〕 午前10時30分～11時15分
〔対象〕 小・中学生～一般200名
〔参加料〕 無料
〔申込み〕 当日直接会場へ
◆1月19日(日)「節分のお面を作ろう」
〔時間〕 午前10時30分～11時15分
〔対象〕 小・中学生30名(申込み順)
〔参加料〕 無料
〔申込み〕 当日受付へ

映画会

期日	内容
12月8日(日)	・ジャックと豆の木(アニメ) ・カバのボトママ(アニメ) ・下野の国府
12月22日(日)	・マッチ売りの少女(アニメ) ・ニホンザル —その群れと生活—
1月12日(日)	・はだかの王様(アニメ) ・やさしい動物の親子 ・日本の美 桂離宮
1月19日(日)	・ニルスの不思議な旅(アニメ) ・かっこうの生態
1月26日(日)	・いじわる狐ランボーの涙(アニメ) ・深海の謎 ・登呂の村

〔時間〕 午後2時～3時
〔会場〕 博物館講堂
〔入場料〕 無料
▷問合せ 県立博物館(☎0286-34-1312)

県立美術館の催し —企画展「田村耕一展」—

▷期間 平成4年1月19日(日)まで
※月曜(12月23日を除く)、12月24日、12月28日～1月4日、1月16日は休館
▷時間 午前9時30分～午後5時
▷内容 佐野市で作陶した田村耕一は、東京芸術大教授、重要無形文化財保護者として日本陶芸界に多大な足跡を残しました。代表作180点でその陶芸の全貌をふりかえります。

▷観覧料 一般610円、大・高生410円 中・小生200円
▷問合せ 県立美術館(☎0286-21-3566)

県営公園「緑の相談所」の催し

期間	行 事 名
11/20～27	街の緑あなたは何を感じますか
11/24	緑の映写会「森林(もり)へのいざない」他
11/29～12/1	洋ラン展
12/1	講座「洋ランの管理」
12/8	園芸教室「正月を飾る鉢物づくり」
12/11～15	生花美術展
12/15	講座「クリスマス・リースづくり」
12/19～25	第14回小学生公園絵画募集入賞作品展
1/6～15	植物写生画とおしぼ美術展
1/18～24	園芸資材と病害虫写真展
1/26～2/2	日本の名園写真展
11/22～26	第14回小学生公園絵画募集入賞作品展
11/29～12/2	シクラメン展
12/6～9	クリスマスお正月向寄せ展
12/8	園芸教室「お正月寄せの作り方」
12/13～27	井頭公園写真展
1/10～15	日本の名園写真展
1/19～28	カラーでつづる大温室写真展
11/23～27	花の展示会
11/24	講座「竹工芸(Ⅰ)」
12/1・8	講座「竹工芸(Ⅱ)(Ⅲ)」
12/1～8	植物を素材にしたいろいろ展(竹工芸品ほか)
12/14～24	園芸用具と資材展
12/15	講座「お正月寄せの作り方」
1/5～15	栃木の野鳥写真展
1/23～30	第5回栃木県都市公園写真コンクール作品展

▷問合せ 中央公園緑の相談所(☎0286-36-7621)
井頭公園緑の相談所(☎0285-82-4475)
那須野が原公園緑の相談所(☎0287-36-1220)

第17回栃木県警察音楽隊定期演奏会

▷日時 12月7日(土)
午後1時30分～県民の警察官表彰
午後2時～演奏会開演
▷会場 栃木県総合文化センター
▷内容
〔第1部〕
・クラシック「フィガロの結婚序曲」
・交通事故防止キャンペーン曲
「お母さんもう泣かないで」 ほか
〔第2部〕賛助出演
・宇都宮市立東小学校合唱団(80名)
〔第3部〕
・警察和太鼓
・ステージドリル
▷入場無料(整理券も発行しています。)
▷問合せ 県警察本部秘書課(☎0286-21-2121内線2214)

募集

県営住宅入居者(空家)募集

▷空家となっている県営住宅の入居者を次のとおり募集しています。
▷受付期間 毎月1日から10日まで(休日、第1土

曜日の午後と第2土曜日を除く)
▷受付場所 県住宅供給公社の各支所
▷県営住宅への入居については、収入などに一定の条件があります。
▷詳しいことは、各管内の支所にお問い合わせ下さい。

名称	所在地・電話	管轄区域
栃木県住宅供給公社中央支所	〒321 宇都宮市竹林町1030-2 宇都宮土木事務所内 ☎0286-26-3198	宇都宮市 鹿沼市 真岡市
同 栃木支所	〒328 栃木市神田町6-6 栃木土木事務所内 ☎0282-23-6604	栃木市 小山市 壬生町
同 矢板支所	〒329-21 矢板市鹿島町20-11 矢板土木事務所内 ☎0287-44-2185	矢板市 氏家町 高根沢町 喜連川町
同 大田原支所	〒324 大田原市紫塚2-2564-1 大田原土木事務所内 ☎0287-23-8216	大田原市 黒磯市 那須町 西那須野町
同 佐野支所	〒327 佐野市堀米町607 佐野土木事務所内 ☎0283-24-3111	佐野市
同 足利支所	〒326 足利市元字町824-3 足利土木事務所内 ☎0284-41-2331	足利市

栃木県内のスパイクタイヤ使用禁止の指定地域について

▷「スパイクタイヤを使わない車社会」の実現を図ることを目的に「スパイクタイヤ粉じんの発生防止に関する法律」ができました。
▷指定地域内で積雪凍結以外の道路をスパイクタイヤで走行すると、10万円以下の罰金が科せられます。(罰則は平成4年4月1日から適用となります。)
▷栃木県内のスパイクタイヤ使用禁止地域は、次の市町村です。



宇都宮市 鹿沼市 今市市 大田原市 矢板市 黒磯市 上河内町 河内町 芳賀町 藤原町 塩谷町 氏家町 高根沢町 喜連川町 那須町 西那須野町 塩原町

案内

児童手当制度が改正されます!

▷平成4年1月1日から、児童手当制度が改正され、1人目の子どもから支給されることになります。

事項	改正前	改正後
支給対象	第2子以降	第1子以降
支給期間	義務教育就学前	3歳未満
支給金額	第1子	5,000円
	第2子	2,500円
	第3子以降	10,000円

(支給金額は月額)

▷ただし、支給期間には次のような経過措置があります。
★第1子 平成3年1月2日以降に生まれた児童
★第2子以降
・昭和61年以前に生まれた児童→平成3年12月まで支給
・昭和62年生まれの児童→5歳の誕生日の属する月分まで支給
・昭和63年生まれの児童→平成4年12月分まで支給
・平成元年生まれの児童→4歳の誕生日の属する月分まで支給
・平成2年生まれの児童→平成5年12月分まで支給
・平成3年生まれの児童→3歳の誕生日の属する月分まで支給
▷詳しいことは、市役所・役場または県児童家庭課(☎0286-23-3061)へお問い合わせください。

積雪凍結路では「急」のつく運転を避け、十分な車間距離をとって安全運転に努めましょう。

- 〈安全運転のポイント〉
1. 発進時はゆっくりと慎重に
半クラッチのアクセル操作をマスターしよう。
 2. 走行中の加速、減速はゆるやかに
坂道、カーブでのハンドル操作は慎重に。
 3. 停止時は余裕をもったブレーキを
ソフトブレーキ エンジンブレーキ

▷問合せ 県公害課(☎0286-23-3190) または、各市町村公害担当課

魚の禁漁期間について

▷栃木県における魚は、次のとおり捕ってはいけない期間が定められています。
▷これは、魚の産卵等の時期であるため、水産資源が枯れるのを防ぐために、栃木県内水面漁業調整規則で定められているものです。
▷違反した者には罰則がありますので十分に注意して魚釣りを楽しんで下さい。

水産動物名	禁止期間
あゆ	3月1日～5月31日
さけ	9月1日～12月31日
ひめます、さくらます、やまめ、びわます(ほんます)、いわな、ブラウントラウト	9月20日～翌年3月20日
かじか	12月1日～翌年3月31日
そうぎよ、れんぎよ	5月20日～7月19日
こい、ふな	5月1日～5月31日

▷問合せ 県農蚕課(☎0286-23-2333)

国民年金の保険料を納めましょう!

みなさん、国民年金保険料の納め忘れはありませんか?
年金制度は、保険料を納め終えた世代の人たちの年金を、次の世代の人たちが支えるという「世代と世代の助け合い」で成り立っています。
実際に支払われる国民年金の財源は、加入者のみなさんが納めている保険料と、その運用収入、厚生年金・共済組合からの拠出金、国からの国庫負担で成り立っています。
この年金制度の基礎となる国民年金保険料を納めないでいると、将来の自分自身の老齢基礎年金が少なくなったり、受けられなくなるケースもでてきます。そればかりでなく、万一の場合の障害基礎年金や遺族基礎年金も受けられなくなります。
また、納められた国民年金保険料の一部は、年金の財源のほかにも国民年金の保養福祉施設



設の設置、加入者に対する住宅資金の貸付、また地方自治体等における厚生福祉施設等の建設融資資金などとして、みなさん自身や社会の福祉向上に直接役立っているのです。
このように、保険料を納付するということは、個人の生活だけでなく社会全体にもかかわってくるようになります。大切な国民年金保険料、納付期限までには忘れずに納付しましょう。

県政テレビ番組ウィークリー栃木

毎週木曜日 A M 8:30～8:45 テレビ東京12チャンネル
県内各地のホットな話題を私たちがレポートします。
ヨロシクネ～!!



県政ラジオ番組(栃木放送)

●県民の窓 毎週日曜日～金曜日 午後0時15分～0時30分
●県政アラカルト 「知事さんこんにちは」 毎月第3日曜日 午前9時15分～9時45分
●県庁ダイアリー 毎週月曜日～土曜日 午前8時42分～8時47分

文字放送

■NHK総合テレビの電波に多重し、県からのお知らせ、生活情報を常時放映しています。
・毎日午前8時～午後12時 1チャンネル(550#)
■文字放送を見るには…
文字放送受信機能を組み込んだ文字放送内蔵型テレビか、文字放送専用アダプターが必要です。くわしくは、お近くの電気屋さんでおたずねください。

あなたの声を県政に

●県政についてのご意見・ご要望・苦情をお受けしています。また、日常生活でお困りのことなど、お気軽にご相談ください。
●県が発行する報告書やパンフレットを展示、ご希望の方にはお貸ししています。是非、ご利用ください。

●中央県民センター ☎0286-23-3765
●県南県民センター ☎0282-24-5665
●県北県民センター ☎0287-23-1555
●上野原県民相談室 ☎0289-64-9419
●安蘇県民相談室 ☎0283-24-2603
●塩谷県民相談室 ☎0287-43-2142
●芳賀県民相談室 ☎0285-82-5888
●足利県民相談室 ☎0284-42-9700
●南那須県民相談室 ☎0287-83-1555